

国民健康保険税の税率改定について

平成 22 年 2 月 15 日

市 民 部

1 改定の趣旨

国民健康保険税の医療分における所得割、均等割及び平等割並びに後期高齢者支援金等分における所得割の税率を改定するとともに、介護納付金課税額の課税限度額を改定しようとするものである。

2 改定の内容

(1) 税率関係

国民健康保険税の税率等を次のとおり改定し、平成 22 年度分から適用する。

なお、玉山区については、玉山村の編入に伴う盛岡市市税条例の適用の経過措置に関する条例の一部改正を行う。

盛岡・都南地域、玉山区とも医療分の所得割を 0.8%、均等割を 2,000 円、特定世帯以外の世帯の平等割を 2,000 円、特定世帯の平等割を 1,000 円引き上げ、支援金分の所得割を 0.2%引き上げるとともに関連する軽減額も改定するものである。(特定世帯：世帯員が後期高齢者医療制度に移り、国民健康保険の加入者が一人となる世帯。)

ア 盛岡・都南地域の国保税率

市税条例第 142 条関係

区 分		現 行	改 正 後
医 療 分	所 得 割	7.60%	8.40%
	均 等 割	20,000 円	22,000 円
	特定世帯以外の世帯の平等割	21,900 円	23,900 円
	特定世帯の平等割	10,950 円	11,950 円
後 支 期 援 高 金 齢 等 者 分	所 得 割	2.40%	2.60%
	均 等 割	6,200 円	6,200 円
	特定世帯以外の世帯の平等割	7,100 円	7,100 円
	特定世帯の平等割	3,550 円	3,550 円

イ 玉山区の国保税率

経過措置条例第 8 条関係

区 分		現 行	改 正 後
医 療 分	所 得 割	6.40%	7.20%
	均 等 割	20,000 円	22,000 円
	特定世帯以外の世帯の平等割	21,900 円	23,900 円
	特定世帯の平等割	10,950 円	11,950 円

後 支 期 援 高 金 等 分 者	支援金等分	2.40%	2.60%
	均等割	6,200円	6,200円
	特定世帯以外の世帯の平等割	7,100円	7,100円
	特定世帯の平等割	3,550円	3,550円

ウ 医療分の軽減額

市税条例第147条関係

区 分		現 行	改 正 後	
医 療 分	7割 軽減	均等割	14,000円	15,400円
		特定世帯以外の世帯の平等割	15,330円	16,730円
		特定世帯の平等割	7,665円	8,365円
5割 軽減	均等割	10,000円	11,000円	
	特定世帯以外の世帯の平等割	10,950円	11,950円	
	特定世帯の平等割	5,475円	5,975円	
2割 軽減	均等割	4,000円	4,400円	
	特定世帯以外の世帯の平等割	4,380円	4,780円	
	特定世帯の平等割	2,190円	2,390円	

(2) 課税限度額関係

介護納付金課税限度額を9万円から10万円に改定する。

3 施行期日

平成22年4月1日

歳入内訳	平成20年度 決算			平成21年度 決算見込				平成22年度 当初要求			
	決算額	単年度化調整	調整後	決算見込額	単年度化調整	調整後	調整後について対H20年度増減	当初要求額	単年度化調整	調整後	調整後について対H21年度増減
国民健康保険税	5,770,311		5,770,311	5,687,189		5,687,189	△ 83,122	5,607,651		5,607,651	△ 79,538
国庫支出金・県支出金	6,316,955	721,269	7,038,224	7,085,011		7,085,011	46,787	7,821,846	△ 709,605	7,112,241	27,230
前期高齢者交付金	6,870,095	△ 1,604,116	5,265,979	5,973,722		5,973,722	707,743	4,438,983	1,636,898	6,075,881	102,159
繰越金	15,200	△ 15,200		667,316	△ 667,316			2	△ 2		
一般会計繰入金	1,362,918		1,362,918	1,348,944		1,348,944	△ 13,974	1,379,535		1,379,535	30,591
基金繰入金								1	△ 1		
その他の歳入	4,571,907	△ 30,127	4,541,780	4,159,197	30,127	4,189,324	△ 352,456	4,381,984	△ 47,573	4,334,411	145,087
歳入合計	24,907,386	△ 928,174	23,979,212	24,921,379	△ 637,189	24,284,190	304,978	23,630,002	879,717	24,509,719	225,529

歳出内訳	平成20年度 決算			平成21年度 決算見込				平成22年度 当初要求			
	決算額	単年度化調整	調整後	決算見込額	単年度化調整	調整後	調整後について対H20年度増減	当初要求額	単年度化調整	調整後	調整後について対H21年度増減
保険給付費(高額療養費を除く)	15,288,141		15,288,141	15,820,641		15,820,641	532,500	16,060,641		16,060,641	240,000
保険給付費(高額療養費)	1,547,782		1,547,782	1,675,512		1,675,512	127,730	1,735,512		1,735,512	60,000
その他の歳出	7,404,147		7,404,147	7,467,198	△ 35,158	7,432,040	27,893	7,428,953		7,428,953	△ 3,087
歳出合計	24,240,070		24,240,070	24,963,351	△ 35,158	24,928,193	688,123	25,225,106		25,225,106	296,913

収支	667,316	△ 260,858	△ 41,972	△ 644,003	△ 1,595,104	△ 715,387
----	---------	-----------	----------	-----------	-------------	-----------

平成20年度「決算額」、平成21年度「決算見込額」及び平成22年度「当初要求額」は、通常の財政運営上の金額としている。
 この金額には、過年度の歳入・歳出に起因する金額が含まれているため、当該年度のみでの収支バランスがどの程度のものになっているか分かりにくいものとなっている。
 このため、過年度の歳入・歳出に起因する金額を「単年度化調整」、この影響を除いたものを「調整後」として積算している。調整の主なものは次のとおり。

- ・前期高齢者交付金について、20年度に所要額より多く交付されたため、これを22年度に相殺の形で返還することになっている。これに関連して、国庫支出金・県支出金が調整されることとなっている。
- ・年度間の財源調整である繰越金及び財政調整基金繰入金について、無いものとして調整している。

国民健康保険事業における影響額の年度別の状況

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
国民健康保険税	・医療制度改革により、75歳以上の被保険者が後期高齢者医療制度に移行した。 ・被保険者数27%減少 ・収納額30%減少 ・現年収納率3.29%減少 ・平成19年度に比べ一人当たり課税対象所得が減少(631千円→569千円)	・所得の減少などにより約8400万円減少見込み	・所得の減少などにより約7600万円減少見込み
保険給付費(高額療養費を除く)	・70歳以上の給付割合が9割から8割に変更 ・診療報酬はマイナス改定 ・自然増があったと思われるが結果的に減となった。	・診療報酬改定なし ・被保険者数はほぼ前年並みであるが、件数のほか診療単価が増加しており、4億7000万円ほど増と見込んでいる。 ・このほかに、療養費及び出産育児一時金等について、6200万円ほど増と見込んでいる。	・ある程度の自然増として2億4000万円を見込んでいる。 ・診療報酬は0.19%増の改定予定
保険給付費(高額療養費)	・平成19年度から交付している限度額認定証の影響によると思われる、2億2500万円(17%)の増となった。	・同様に自然増を含め1億2800万円の増が見込まれている。	・限度額認定証の影響は少ないと思われるが、自然増として6000万円程度の増を見込んでいる。
その他の歳出(特定健康診査等)	・平成20年度から各保険者に義務付け ・歳出約1億1200万円のうち国・県の補助金3900万円を除く7300万円が新たな負担となった。	・同様に国保負担が9500万円程度と見込まれている。	・同様に国保負担が1億円程度見込まれている。
一般会計繰入金	・交付税措置される財政安定化支援事業分は、平成17年度に3億円以上あったものが約1億円まで減となった。	・財政安定化支援事業分が平成20年度同様約1億円となった。	・財政安定化支援事業分を平成20年度同様約1億円と見込んでいる。

国保運営協議会で示した内容と当初予算案の比較

資料2

1月22日に開催した国民健康保険運営協議会の際に示した内容	一般会計からの法定外の繰入金（2億3000万円）及び国保財政調整基金からの繰入金（1億5000万円、補正予算で対応の予定）を繰入することとして見直した内容（当初予算案）
-------------------------------	--

税率見直しの内容	医療分の所得割の引き上げ	2.1% (7.6%→9.7%)	0.8% (7.6%→8.4%)
	支援金分の所得割の引き上げ	0.2% (2.4%→2.6%)	左記に同じ
	医療分の均等割の引き上げ	3,000円 (20,000円→23,000円)	2,000円 (20,000円→22,000円)
	医療分の平等割の引き上げ	3,000円 (21,900円→24,900円)	2,000円 (21,900円→23,900円)
	医療分の課税限度額の引き上げ ※	3万円 (47万円→50万円)	左記に同じ
	支援金分の課税限度額の引き上げ ※	1万円 (12万円→13万円)	左記に同じ
	介護分の課税限度額の引き上げ	1万円 (9万円→10万円)	左記に同じ
	玉山区の不均一課税の引き上げ	行わない	左記に同じ

※医療分及び支援金分の課税限度額の引き上げについては、今国会で地方税法が改正された後に、盛岡市市税条例を改正することにより実施する予定である。

所得200万円モデルの税額	◆モデル世帯の内容		平成21年度	平成22年度	差引	平成21年度	平成22年度	差引
	4人世帯 うち介護保険第2号被保険者2人 夫： 所得200万円、介護保険被保険者 妻： 所得なし、介護保険被保険者 被扶養者： 2人	盛岡地区	年額（円）	(361,900)	415,300	53,400	(361,900)	388,600
1期（円）			(45,238)	51,913	6,675	(45,238)	48,575	3,338
玉山区		年額（円）	(336,400)	389,900	53,500	(336,400)	363,200	26,800
		1期（円）	(42,050)	48,738	6,688	(42,050)	45,400	3,350

一人当たり一世帯当たりの保険税見込み		平成21年度	平成22年度	増加額・率	平成21年度	平成22年度	増加額・率
	一人当たりの保険税（円）	(89,300)	103,214	13,914円 15.58%	(89,300)	95,982	6,682円 7.48%
	一世帯当たりの保険税（円）	(148,642)	171,802	23,160円 15.58%	(148,642)	159,765	11,123円 7.48%